第12回山陽小野田市都市計画審議会議事録(要約版)

○開催日時	平成 26 年 10 月 22 日 (水) 午後 2 時~ 4 時
○開催場所	山陽小野田市役所 本館 3 階 第 2 委員会室
〇出 席 者	1号委員 中西弘、塚本桓世、田中剛男、川空忠男、原田頼邦
	2 号委員 河﨑平男、笹木慶之、杉本保喜、長谷川知司、山田伸幸
	3 号委員 藤本拓男、塩田賢二、石部智子、五十嵐章彦
○欠 席 者	1号委員 藤田敏彦
○事務局	佐村建設部長、多田建設部次長
	都市計画課
	髙橋課長、渡邉課長補佐、高橋主査、大和係長、立野主任技師
○傍 聴 人	報道関係1名
○会議次第	1 開会
	2 市長あいさつ
	3 議事
	議案第1号 山陽小野田都市計画道路の変更について(諮問)
	議案第2号 山陽小野田都市計画道路の変更について(諮問)
	4 その他
	江汐風致地区の変更に係る経過報告
	山陽小野田市緑の基本計画策定に関する事項
	5 閉会
○会議内容	
○会議内容1 開会	
1 開会	さ つ
	さつ
1 開会	
1 開会 2 市長あい	
 開会 市長あい 議事 議案第1 	
 開会 市長あい 議事 議案第1 議案第2 事務局か 	号 山陽小野田都市計画道路の変更について(山口県決定) 号 山陽小野田都市計画道路の変更について(山陽小野田市決定) ら一括説明。
 開会 市長あい 議事 議案第1 議案第2 事務局か 質疑応答 	号 山陽小野田都市計画道路の変更について(山口県決定) 号 山陽小野田都市計画道路の変更について(山陽小野田市決定) ら一括説明。 (要旨)
 開会 市長あい 議事 議案第1 議案第分・質疑応答 (委員) 	号 山陽小野田都市計画道路の変更について(山口県決定) 号 山陽小野田都市計画道路の変更について(山陽小野田市決定) ら一括説明。 (要旨) 交通量調査の結果から道路幅員や利用量は容認できるレベルなのか。
 開会 市長あい 議事 議案第1 議案第2 事務局か 質疑応答 	号 山陽小野田都市計画道路の変更について(山口県決定) 号 山陽小野田都市計画道路の変更について(山陽小野田市決定) ら一括説明。 (要旨) 交通量調査の結果から道路幅員や利用量は容認できるレベルなのか。 交通量調査は山口県が実施している。その調査を基に道路幅員、車線数、
 開会 市長あい 議事 議案第1 事務局応員 (事務局) 	号 山陽小野田都市計画道路の変更について(山口県決定) 号 山陽小野田都市計画道路の変更について(山陽小野田市決定) ら一括説明。 (要旨) 交通量調査の結果から道路幅員や利用量は容認できるレベルなのか。 交通量調査は山口県が実施している。その調査を基に道路幅員、車線数、 歩道幅員等が計画されている。
 開会 市長あい 議事 議案第1 議案第分・質疑応答 (委員) 	号 山陽小野田都市計画道路の変更について(山口県決定) 号 山陽小野田都市計画道路の変更について(山陽小野田市決定) ら一括説明。 (要旨) 交通量調査の結果から道路幅員や利用量は容認できるレベルなのか。 交通量調査は山口県が実施している。その調査を基に道路幅員、車線数、 歩道幅員等が計画されている。 新開作二軒屋線の右折車線の延長は。また、何台が右折車線に止まるこ
1 開会 2 市長あい 3 議業 案 第 第 3 章 第 第 5 章 第 5 章 第 6 章 5 章 5 章 6 章 6 章 6 章 6 章 6 章 6 章 6 章	号 山陽小野田都市計画道路の変更について(山口県決定) 号 山陽小野田都市計画道路の変更について(山陽小野田市決定) ら一括説明。 (要旨) 交通量調査の結果から道路幅員や利用量は容認できるレベルなのか。 交通量調査は山口県が実施している。その調査を基に道路幅員、車線数、 歩道幅員等が計画されている。 新開作二軒屋線の右折車線の延長は。また、何台が右折車線に止まるこ とができるのか。
 開会 市長あい 議事 議案第1 議案第局応 ・質委務局 ・(事務局) 	号 山陽小野田都市計画道路の変更について(山口県決定) 号 山陽小野田都市計画道路の変更について(山陽小野田市決定) ら一括説明。 (要旨) 交通量調査の結果から道路幅員や利用量は容認できるレベルなのか。 交通量調査は山口県が実施している。その調査を基に道路幅員、車線数、 歩道幅員等が計画されている。 新開作二軒屋線の右折車線の延長は。また、何台が右折車線に止まるこ とができるのか。 右折車線の滞留長の長さは、軌道敷を除けて90mである。1台=6m換
1 開会 2 市 議 義 義 義 義 義 義 義 義 義 義 義 務 疑 所 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	号 山陽小野田都市計画道路の変更について(山口県決定) 号 山陽小野田都市計画道路の変更について(山陽小野田市決定) ら一括説明。 (要旨) 交通量調査の結果から道路幅員や利用量は容認できるレベルなのか。 交通量調査は山口県が実施している。その調査を基に道路幅員、車線数、 歩道幅員等が計画されている。 新開作二軒屋線の右折車線の延長は。また、何台が右折車線に止まることができるのか。 右折車線の滞留長の長さは、軌道敷を除けて90mである。1台=6m換 算で15台が右折車線に止まれる計画になっている。
1 開会 2 市長あい 3 議業 案 第 第 3 章 第 第 5 章 第 5 章 第 6 章 5 章 5 章 6 章 6 章 6 章 6 章 6 章 6 章 6 章	号 山陽小野田都市計画道路の変更について(山口県決定) 号 山陽小野田都市計画道路の変更について(山陽小野田市決定) ら一括説明。 (要旨) 交通量調査の結果から道路幅員や利用量は容認できるレベルなのか。 交通量調査は山口県が実施している。その調査を基に道路幅員、車線数、 歩道幅員等が計画されている。 新開作二軒屋線の右折車線の延長は。また、何台が右折車線に止まることができるのか。 右折車線の滞留長の長さは、軌道敷を除けて90mである。1台=6m換 算で15台が右折車線に止まれる計画になっている。 小野田レミコン前交差点から右折車線が始まると考えてよいのか。

分がある。

(委 員) 新開作二軒屋線は、歩道と車道とは段差を設けないのか。また、歩道は 自転車通行可とするのか。

(事務局) 道路詳細設計において検討していく。歩道幅は、自転車が歩道を通る事ができる幅員計画としている。

(委員) 当初の計画が昭和14年に決定されているが間違いないのか。都市計画 施設内における建築物の改築などは、現在、条件付きで許可されるがどの ようになるのか。また、公聴会とかは綿密に実施したほうが良いと思う。

(事務局) 昭和14年の決定について間違いない。告示後、計画道路幅員内に建物 を建てるには、都市計画法53条の規制がかかる。山口県が各地権者に説 明会を複数回開催している。

(委員) 県道と市道が連続しているが、これらが全部県道に一本化されるのか。

(事務局) 県道を含む都市計画道路について県決定がされるものであり、市道が県 道に変わることではない。

(委員) 小野田高千帆線について、幹線街路の終点付近に駅前広場を設ける等の 言葉が改めて加えられた理由は。

(事務局) 表記が過去にはされていなかったため、この度、追記し明確にした。

(委員) 全国的に自転車が通行できる区分帯を設ける方法が広まってきている。 自転車専用のレーンを設けないと危ないと思う。

(事務局) 当面の課題をクリアーするには自転車は歩道を通行することで安全を確保出来ると考える。

(委員) 新開作中通線は2車線としているが、白線の中央線を設けるのか。

(事務局) 新開作中通線は、車線数を追加表記している。特にライン等の具体的な 計画はない。

(委員) 小野田高千帆線において、幅員16mは延長が5.0m増えて、幅員2 0mは延長が5.0m減となっているが、どのような変更になっているか。 (事務局) 延長自体は変わらずに10m単位としたためによる変更である。

(委員) 山口県の都市計画審議会で承認されて、公告の日程はいつ頃になるのか。 また、市と県が同時に告示をするのか。

(事務局) 決定告示の時期は年内を目標にしている。

(委員) 事業の具体的な着手時期はいつ頃になるのか。

(事務局) 今年度、道路詳細設計と測量調査に入り、来年度、家屋調査を行い、用 地補償、家屋補償となる。

- ・採決の結果、全会一致で議案第1号は原案どおり承認された。
- ・採決の結果、全会一致で議案第2号は原案どおり承認された。

- 4 その他
- 江汐風致地区の変更に係る経過報告
- 山陽小野田市緑の基本計画策定に関する事項 事務局から説明
 - 質疑応答(要旨)
 - (委員) 江汐公園では、バラ園が壊滅状態。竜王山公園については、アサギマダラの飛来のために植樹したサワヒヨドリの半分以上が枯れている。市として緑の保全について、どの様な目的を持っているのか。
 - (事務局) 個別の公園に関する事案に関しては、都市計画課として適正に維持管理 を行う。
 - (委員) 緑の基本計画の今後の行程について具体的に教えていただきたい。
 - (事務局) 可能なかぎり年度内に素案を作成して皆様に示したいと考えている。
 - (委員) 市民アンケートについて、公園に対する思いは千差万別であり、無作為 での抽出というのはいかがなものか。
 - (事務局) 市民アンケートは市内在住18才以上の無作為抽出で実施する。
 - (委 員) 最終的な公表について、いつを目標にしているのか。計画を策定するに あたっての期間はどの程度なのか。基本計画に即した実施計画を造る計画 があるか。
 - (事務局) 平成26、27年度の2カ年で行い、27年度の早い時期に計画策定を 行う。計画期間は、概ね20年後の平成47年、2035年を目標として いる。実施計画は、財政状況を踏まえて検討する。
 - (委 員) 現在、公園の指定管理者を募集しているが、募集の中にこのような取組 みを入れ込んでいるのか。
 - (事務局) 入れ込んでない。
 - (委員) アクションプランが出るときには指定管理者は当事者になっているため、管理者には心構えとしてでも伝えておくべきと思うがどうだろうか。
 - (事務局) 今から、全体的な計画を策定していくので、計画が策定されてない段階 では指定管理を募集する際に示すことはできない。
 - (委員) 緑の基本計画は、特に緑地の保全や緑化の推進、森林等の関わりもあり 特に農林分野の関わりが重要になってくるが、農林分野の関わりは今後進 めていかれるのか。
 - (事務局) 森林関係についても緑を保全するうえで重要な要素であるため、まずは 庁内担当課との意見調整により進めていく。
 - (委員) 市の総合計画の中で自然とのふれあいが重視されているが、動植物の関連も入るのか。
 - (事務局) 植物については入る。
- 5 閉会